

教私第1803号

令和3年8月11日

各学校法人理事長 様

大阪府教育庁私学課長

令和3年度大阪府私立高等学校等授業料減免事業補助金に係る
事業計画書等の提出について（依頼）

日頃から本府私学行政の推進にご協力いただきありがとうございます。

さて、大阪府では、近畿2府4県内において私立高等学校（全日制・定時制・通信制課程）・中学校・小学校・中等教育学校を設置する学校法人が、当該学校に在学する児童・生徒（学資負担者が大阪府民である場合に限る。）が家計急変により授業料の納付が困難になった際、授業料を減免した場合に補助を行う標記事業を実施します。

つきましては、本補助金の交付を希望される場合は、大阪府私立高等学校等授業料減免事業補助金交付要綱及び事務処理要領に基づき、事業計画書等を作成の上、別紙のとおり提出くださいますようお願いいたします。なお、交付要綱、事務処理要領及び事業計画書の様式等については、大阪府ホームページ『申請書等様式』に掲載していますので、次のアドレスからご確認ください。

大阪府ホームページ「申請書等様式」

<https://www.pref.osaka.lg.jp/shigaku/syoutyuukou/sinseiyousiki.html>

(別紙)

【事業計画書の提出について】

1 提出書類

- (1) 令和3年度大阪府私立高等学校等授業料減免事業計画書
- (2) 令和3年度授業料減免事業計画書(対象者一覧)
- (3) 授業料減免申請書(様式第1号)の写し
- (4) 添付書類の写し
- (5) 学則(「授業料」の記載があるページを必ず含めてください。)
- (6) 特待生規定等(対象生徒が、特待制度による学校独自の授業料減免該当者である場合)
(3)、(4)の原本は学校で保管願います。

2 提出期限(補助金交付時期は別途お知らせします。)

「失職」の対象者

- 1回目 令和3年9月15日(水)
- 2回目 令和3年10月29日(金)
- 3回目 令和4年1月14日(金)

「著しい収入減」の対象者

令和4年1月14日(金)

3 提出方法

- (1)～(6)の紙媒体を郵送または持参にて提出してください。
- (1)および(2)については、電子データも併せて提出してください。
(メールおよびファイルの件名は「<授業料減免補助金>【学校名】事業計画書」としてください。)

4 提出先

メール：shigaku-jugyoryo@gbox.pref.osaka.lg.jp

郵送：〒540-8570 大阪市中央区大手前3-1-43 大阪府新別館南館10階
大阪府 教育庁 私学課 調整支援グループ あて

【事業計画書提出予定調査について】

標記補助金の執行見込額及び今後の予算要求の参考としたいので、生徒・保護者から申請についての相談等があり、事業計画書を提出する予定がある場合は、次のとおり調査票の提出をお願いします。提出にあたっては、調査票のエクセルファイル内の「提出の可否について（フロー図）」をご確認ください。

1 提出書類

令和3年度授業料減免補助金 事業計画書提出予定調査票

2 提出期限

1回目 令和3年9月15日（水）

2回目 令和3年10月29日（金）

3回目 令和3年11月19日（金）

3 提出方法

電子データをメールにて提出してください。（紙媒体の提出は不要です。）

メールおよびファイルの件名は「<授業料減免補助金>【学校名】事業計画書提出予定調査票」としてください。

4 提出先

shigaku-jugyoryo@gbox.pref.osaka.lg.jp

大阪府 教育庁 私学課

調整支援グループ 授業料等支援チーム

電話：06-6944-6956 FAX：06-6210-9276

Mail：shigaku-jugyoryo@gbox.pref.osaka.lg.jp